

□ 駐車対策の現状

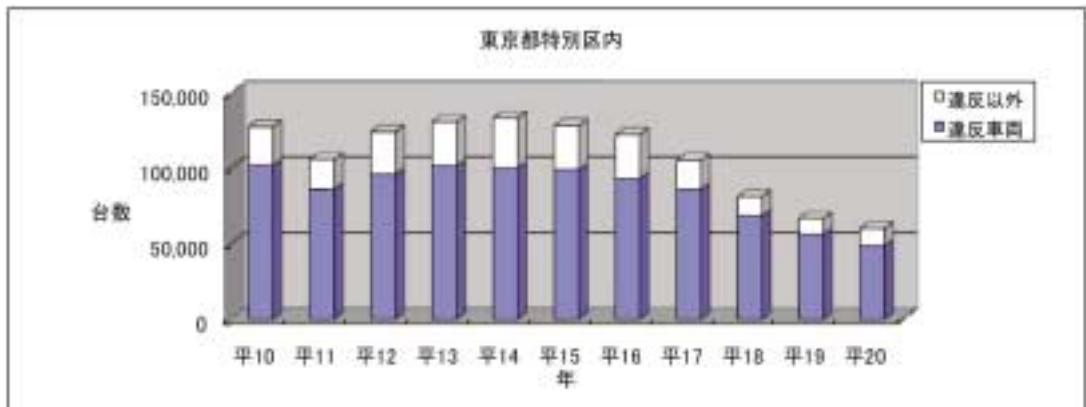
警察庁交通局

第1 駐車問題の現状

1 瞬間路上駐車台数

違法駐車は、特に都市部において、依然として厳しい状況が続いており、東京都特別区における瞬間路上駐車台数は、平成20年に実施した調査によると、6万161台（前年比約10%減少）である（図表1参照）。

図表1 東京都特別区における瞬間路上（違法）駐車台数の推移（平成10年～20年）



区 分	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
駐車台数合計	127,885	105,860	124,123	130,592	133,439	128,303	122,304	105,388	81,175	66,826	60,161
違反車両	102,063	86,309	98,146	101,577	100,272	99,214	93,196	86,109	86,656	56,259	48,775
違反以外	25,822	19,551	27,977	29,015	33,167	29,089	29,108	19,279	12,519	10,567	11,386

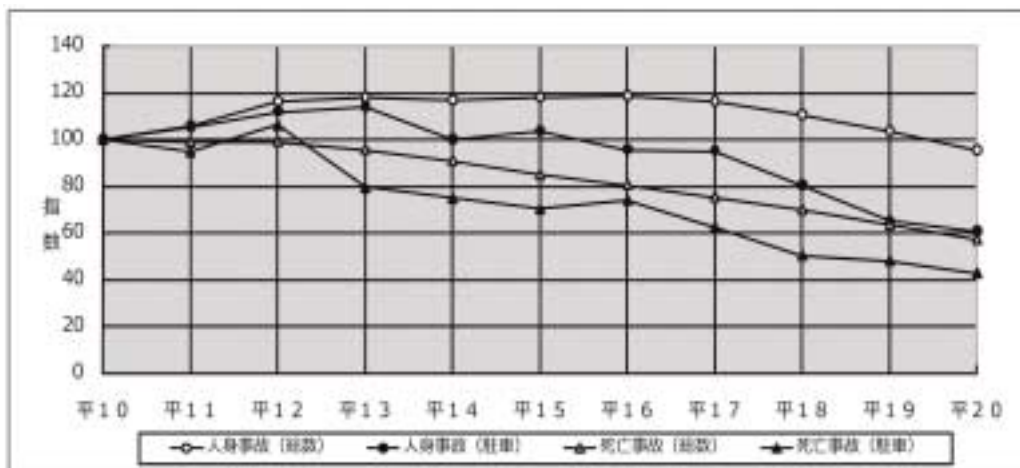
※ 平成20年の調査は10月22日（水）午後1時から5時までの間、幅員4.5m以上の一般道を対象として行った。

2 駐車車両への衝突事故

平成20年中の駐車車両への衝突による交通事故については、人身事故の発生件数が1,566件、死亡事故の発生件数が56件（死者59人）であった（図表2参照）。

また、駐車車両に起因した交通事故については、人身事故の発生件数が2,856件、死亡事故の発生件数が17件(死者17名)であった。(図表2参照)

図表2 駐車車両への衝突による交通事故の推移(平成10年～20年)



区分	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
人身事故件数	803,878	850,363	931,934	947,169	938,721	947,993	952,191	933,828	886,864	832,454	766,147
駐車車両衝突	2,574	2,705	2,878	2,933	2,569	2,658	2,459	2,445	2,065	1,672	1,556
死亡事故件数	8,797	8,881	8,707	8,414	7,993	7,456	7,084	6,625	6,147	5,587	5,025
駐車車両衝突	131	124	139	104	98	92	97	82	68	63	56
駐車車両衝突死者数	136	127	147	109	102	98	108	85	68	65	59

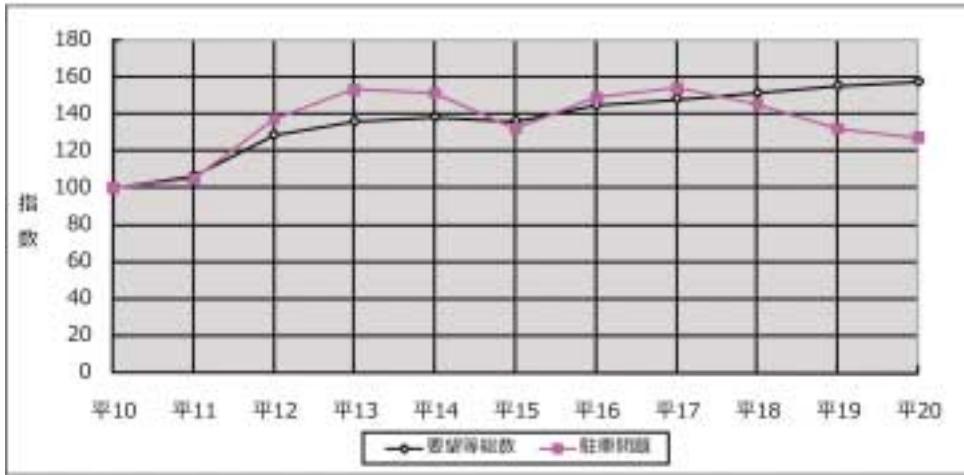
【駐車車両に起因した交通事故発生状況】

区分	平17	平18	平19	平20
人身事故件数	933,828	886,864	832,454	766,147
駐車車両起因	2,445	2,065	1,672	1,556
死亡事故件数	6,625	6,147	5,587	5,025
駐車車両起因	82	68	63	56
駐車車両起因死者数	85	68	65	59

3 駐車問題に関する110番通報

平成20年中の110番通報のうち駐車問題に関する要望・苦情・相談の件数は約19万件で、減少傾向にあるものの、未だ要望・苦情・相談に関する110番通報件数の約19.6%と高い比率を占めており、駐車問題に関する国民の関心の高さを示している(図表3参照)。

図表3 駐車問題に関する110番通報件数の推移（平成10年～20年）



区分	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
要望・苦情・相談	613,227	654,440	791,163	825,298	849,945	837,559	888,125	909,933	928,841	952,933	966,857
駐車問題	148,886	156,109	204,598	228,347	225,815	188,821	221,838	228,717	216,738	197,017	189,786
構成率	24.3	23.9	25.9	27.3	26.6	23.5	25.0	25.2	23.3	20.7	19.6

第2 総合的な駐車対策の推進

1 駐車規制の延長距離

駐車規制は、駐車による交通の危険を防止し、及び交通の円滑を図るため、道路の構造や地域の交通実態に応じて実施している。

平成20年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている駐停車禁止又は駐車禁止規制の規制延長距離は約17万kmであり、一般道路の実延長距離約119万6,000km（未改良道路自動車交通不能区間を除く。）に対する規制率は約14.3%である。

2 駐車規制の見直しの継続

駐車規制については、これまで時間的視点と場所的視点の両面から、「交通の安全と円滑」と「駐車必要性」の調和に配慮して、きめ細かな見直しを推進してきたところであり、現行の駐車対策法制施行を控えた平成16年1月以降、平成21年3月末までの間に、全国において、約39,000区間(約29,900Km)の駐車規制の解除・緩和を図っている。

今後とも以下の点に留意して、見直しを継続することとしている。

(1) 地域住民等の合意に基づく要望意見への積極的対応

駐車規制は、交通参加者や地域住民の要望意見に十分配慮しつつ、交通の安全と円滑の観点から適切に判断して、その実施又は緩和を行うべきものであるが、特に駐車規制の緩和に係る要望意見であって、地域住民等の合意に基づき具体的な道路の部分特定して行われるものについては、道路交通に危険を生ずるなどの特段の事情がある場合を除き、積

極的な検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を講じている。

(2) 物流の必要性への配慮

物流業務が国民生活上重要な役割を果たしている一方、中心市街地を始めとする都市内において無秩序な道路上での荷捌き等が交通渋滞等を引き起こしている例もある。そこで、物流業務については、例えば、貨物の積卸し又は集配のために貨物自動車が駐車することが真に必要な不可欠と認められる道路の部分について一定の条件下で貨物自動車を駐車規制の対象から除くこととするなど、その必要性について配慮した駐車規制の見直しに努めている。

《駐車禁止規制の対象から貨物車を除外》



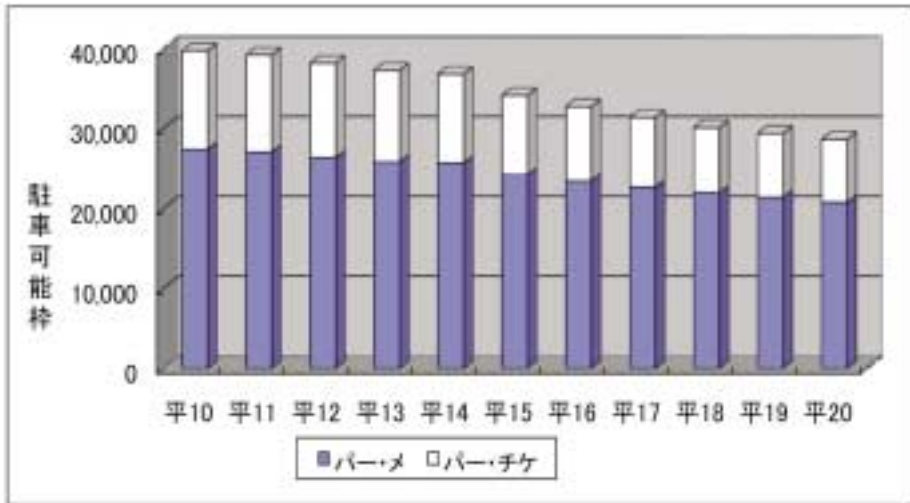
商店街における荷捌き駐車対策として、貨物車の荷捌き需要の多い時間帯を貨物車に限りて駐車禁止規制から除外するとともに、それ以外の時間帯については路上駐車を禁止している

(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討

路上における短時間の駐車の需要が高いと認められる道路の部分について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制の実施を検討することとしている。また、時間制限駐車区間規制を実施する時間帯以外の時間帯における駐車規制の見直しも推進している。

なお、平成20年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている時間制限駐車区間規制は1,683区間(約394km)であり、当該区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーター2万822基、パーキング・チケット発給設備1,140基(駐車可能枠数7,829台分)をそれぞれ設置(駐車可能枠総数2万8,651台分)し、管理している(図表4参照)。

図表4 パーキング・メーター等の設置状況の推移（平成10年度～20年度）



区分	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
パー・メ基数	27,448	27,093	26,392	25,859	25,706	24,229	23,517	22,728	22,013	21,464	20,822
パー・チケ基数	1,587	1,587	1,539	1,507	1,478	1,380	1,297	1,240	1,163	1,157	1,140
駐車可能枠数	12,329	12,160	11,825	11,452	11,135	9,952	9,271	8,693	8,112	7,964	7,829
基数合計	29,035	28,680	27,931	27,366	27,184	25,609	24,814	23,968	23,176	22,611	21,962
枠数合計	39,777	39,253	38,217	37,311	36,841	34,181	32,788	31,421	30,126	29,438	28,651

- 注) 1 「パー・メ」はパーキング・メーターを、「パー・チケ」はパーキング・チケット発給設備をそれぞれ示す。
 2 パーキング・メーターの駐車可能枠数は、設置基数と同数である。
 3 各年度末の集計である。

《パーキング・チケット発給設備の設置状況》



既設パーキング・チケット駐車枠の1枠を貨物車優先に変更



時間制限駐車区間を片側規制から両側規制に延長

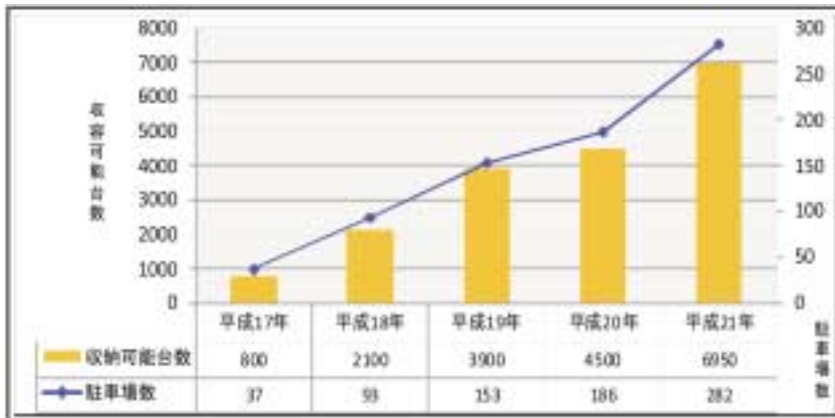
(4) 二輪車に配慮した駐車対策の推進

二輪車の駐車需要が満たされていない地域については、地方公共団体等に対して、二輪車駐車場の整備を働き掛けるとともに、地域の交通実態に応じ、駐車規制そのものの解除・緩和や、駐車禁止規制の対象から二輪車を除くなどの規制の見直しを行っている。



駐車禁止規制対象から二輪車を除外

《二輪車駐車場整備状況の年別推移（都内）》



※数字は、(財)東京都道路整備保全公社資料に基づく

《二輪車駐車場の整備状況（都内）》



歩道の一部を活用(渋谷区)



高架下を活用(港区)



歩道の一部を活用(渋谷区)



道路の一部を活用(渋谷区)

3 違法駐車の効果的な取締り

(1)違法駐車取締り

平成18年6月から新たな駐車対策法制が施行され、警察署長は、放置車両の確認事務を都道府県公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされた。平成21年4月1日時点では、全国368警察署において、70法人に委託され、約2,000人の駐車監視員により、地域住民の意見、要望等を踏まえて策定・公表されているガイドラインに沿った、メリハリを付けた放置駐車取締りが行われている。

平成20年中の取締り状況は、次のとおりであった。

- ・ 放置駐車確認標章の取付け件数
275万9,804件（うち駐車監視員によるもの167万2,606件）
- ・ 駐車違反取締り件数
280万9,657件（うち放置違反金納付命令 225万1,254件）

また、平成20年中、放置違反金を納付しなかった者に対する滞納処分を9,611件（徴収件数）、車検拒否を4万252件実施し、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者に対する車両の使用制限命令を5,531件発した。

(2) 悪質な運転者の責任追及の徹底

放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、運転者の責任追及を徹底している。

【検挙事例】

- ・ 駐車禁止除外指定車標章を掲出した車両が、毎日、マンション前の路上に駐車していることから所要の捜査を進めたところ、自己が居住するマンションに面した道路上で自動車の保管場所としていたことが判明し検挙
- ・ 駐車違反の検挙を免れようと、車両の名義変更をせずに会社ぐるみで常習的に放置駐車違反を繰り返していた広告誌発行会社を検挙

(3) 違法駐車車両の移動等の措置

道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要があるときは、移動保管措置を行い、違法駐車車両の早期排除に努めている。平成20年中の移動保管措置件数は3万6,993件であった。

4 駐車対策のための各種システムの運用

(1)違法駐車抑止システムの運用

違法駐車抑止システムは、交差点に設置されたテレビカメラ及びスピーカーを用いて違法駐車車両を監視し、必要に応じ音声で警告することにより、違法駐車抑制を図るものであり、平成20年度末現在119都市で運用されている。

(2) 駐車誘導システムの運用

駐車誘導システムは、駐車場を探したり、その空き待ちをしている車両による交通渋滞の緩和や交通事故の防止を図るとともに違法駐車を防止するため、交通管制システムと連動して、駐車場の位置、満空状況、駐車場までの経路、交通渋滞の状況等に関する情報を運転者に提供し、空き駐車場への誘導を行うものであり、平成20年度末現在48都市で運用されている。

5 関係機関・団体との連携による駐車対策の推進

(1) 違法駐車防止条例の制定

ア 違法駐車防止条例の制定の働き掛け等

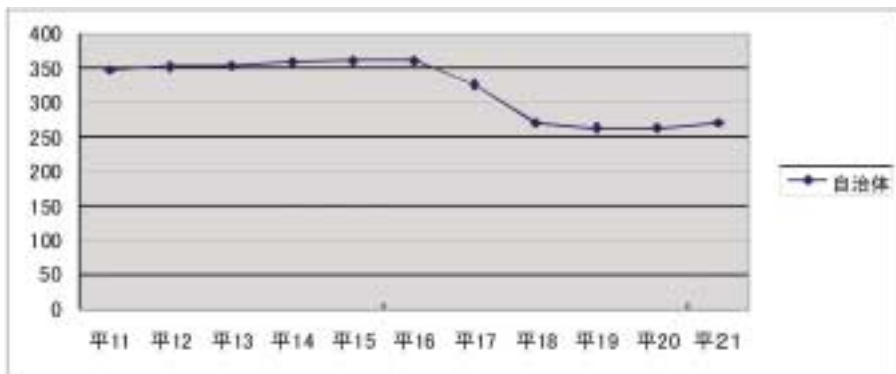
違法駐車防止条例は、自治体に違法駐車防止に関する必要な施策の策定及び実施を義務付ける一方で、市民に違法駐車防止の努力及び自治体が行う駐車対策への協力を義務付けることにより、行政と市民が一体となって違法駐車防止に取り組むことを趣旨とするものであり、警察では、各自治体に対し当該条例の制定を働き掛けるとともに、その運用に必要な協力と支援を行っている。

平成21年4月1日現在、違法駐車防止条例を制定している自治体の数は270（20市13区53町2村）となっている。（図表5参照）。

イ 条例制定自治体における違法駐車防止活動

条例を制定した自治体においては、条例に基づいて違法駐車防止の重点地域や重点路線を定め、違法駐車防止指導員等による広報啓発活動等の違法駐車防止活動が積極的に行われている。

図表5 違法駐車防止条例の制定の推移（平成11年～21年）



区分	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21
市	183	186	187	192	193	193	199	196	197	197	202
区	9	10	10	10	11	12	12	12	12	12	13
町	141	142	142	143	143	142	105	60	52	52	53
村	14	14	14	14	14	14	10	2	2	2	2
合計	347	352	353	359	361	361	326	270	263	263	270

注 各年4月1日現在における集計である。

(2) 関係機関・団体等との連携の強化

ア 広報啓発活動

警察では、都道府県交通安全活動推進センター、報道機関等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車危険性、迷惑性についての情報の提供を積極的に行うなど、違法駐車抑止のための広報活動を進めている。

また、地域交通安全活動推進委員等の民間の指導者を対象とする研修会の開催、違法駐車の実態等に関する資料の配布等違法駐車抑止のための活動が効果的に行われるよう必要な支援を行っている。地域交通安全活動推進委員は、平成21年4月1日現在1万9,081人（うち女性3,442人、約18%）が公安委員会から委嘱を受け、広報啓発活動、協力要請活動、相談活動等を行っている。

さらに、トラック協会、安全運転管理者協会等を通じて、各企業に対し従業員による車両の自宅持ち帰りの自粛を求めるキャンペーン等を行っている。

イ 駐車対策協議会等の設立による各種駐車対策の推進

警察では、地方公共団体、道路管理者等とともに駐車対策協議会を設立し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進している。

(3) 駐車場の整備等の働き掛け

ア 駐車場の整備状況

平成20年3月末現在の駐車場の設置箇所数は、

- ・都市計画駐車場（注1）が463箇所（12万1,336台分）
- ・届出駐車場（注2）が7,777箇所（148万2,645台分）
- ・附置義務駐車施設（注3）が6万322箇所（242万9,997台分）

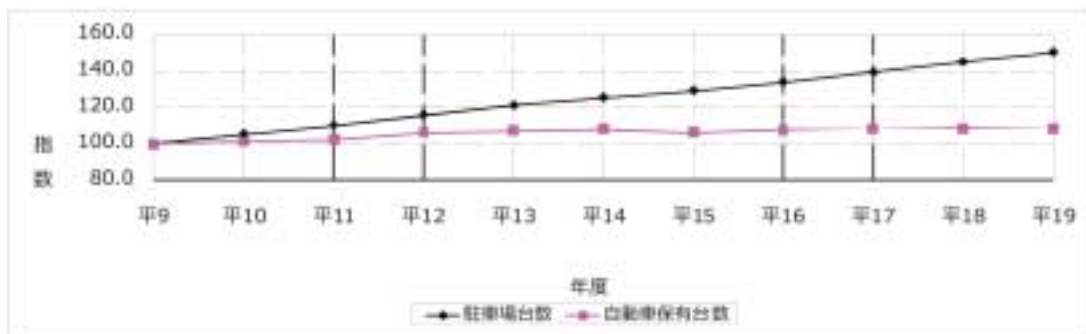
となっている（図表6参照）。

イ 駐車場の整備及び有効利用についての働き掛け

警察では、地方公共団体に対し、駐車場附置義務条例の早期制定、公共駐車場の整備等を働き掛けており、平成20年3月末現在、駐車場附置義務条例を制定している自治体の数は196（荷捌き駐車場の附置を義務付けている自治体の数は82）となっている。

また、駐車対策協議会等の場を通じて、官公庁及び銀行等民間の駐車場の休日開放、公共駐車場及び民間駐車場を商店街利用者が共同で利用する共通駐車券の発行等を働き掛けるなど、既存駐車場の有効な利用について積極的な働き掛けを行っている。

図表6 駐車場の整備状況（平成9年度末～19年度末）



区分	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
都市計画駐車場	100.851	109.998	113.881	115.698	118.220	119.353	119.535	119.472	120.091	120.575	121.336
届出駐車場	1078.381	1121.228	1181.853	1225.194	1272.790	1302.546	1333.199	1372.876	1415.252	1450.858	1482.645
附置義務駐車施設	1500.673	1599.165	1681.286	1771.028	1858.895	1942.942	2015.404	2104.894	2212.069	2325.538	2429.997
路上駐車場	1.280	1.280	1.279	1.275	1.275	1.222	1.217	1.172	1.388	1.218	1.100
合計	2683.985	2831.671	2957.875	3113.193	3290.980	3395.063	3489.315	3598.414	3748.798	3898.187	4035.078
自動車保有台数	98647636	10091757	103294212	104216556	10536459	10640318	10709320	107924049	10865509	109322990	110025209

注1 国土交通省資料による

注2 自動車保有台数は、登録自動車（道路運送車両法第4条）に軽自動車（同法第60条、ただし二輪を除く。）を加えた数値である。

（注1）都市計画駐車場

都市計画に必要な位置に適正な規模で永続的に確保され、またその対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なものであり、都市計画に定められた路外駐車場をいう。

（注2）届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場を設置し、その利用について駐車料金を徴収するものは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模その他の必要事項を都道府県に届け出なければならない。このような駐車場を届出駐車場という。

（注3）附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内において、一定規模以上の延床面積をもつ建築物を新築・増築するものに対して、条例でその建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。この条例に基づき整備される駐車施設を附置義務駐車施設という。

6 バリアフリーのための駐車対策の推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区の生活関連経路を構成する道路等、高齢者、障害者等が生活上利用する施設の周辺等において、バリアフリーを妨げる横断歩道上、バス停留所周辺、視覚障害者誘導用ブロック上等の違法駐車車両に対する取締り、違法駐車防止についての広報啓発活動等を推進している。

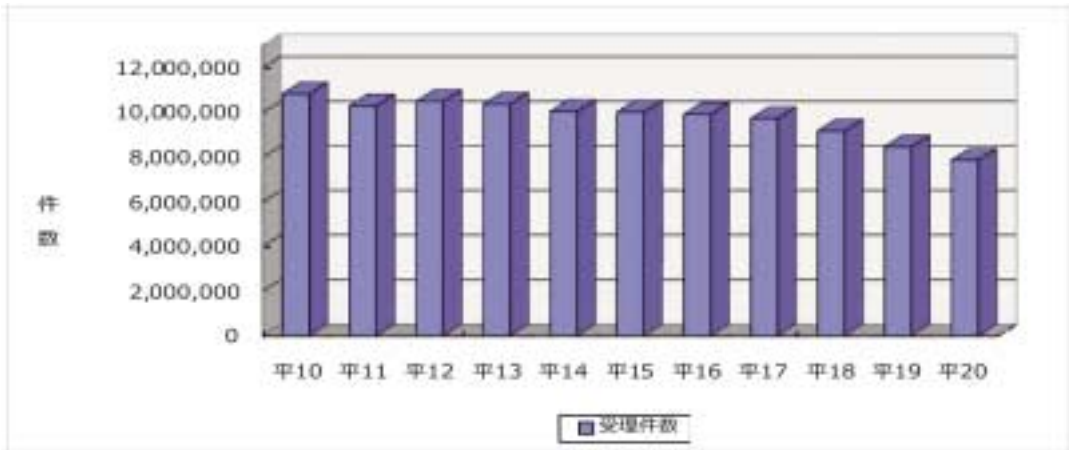
7 保管場所の確保対策の推進

(1) 保管場所証明等

ア 保管場所証明等

道路が自動車の保管場所として使用されることを防止するため、警察では自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「保管場所法」という。）に基づき、登録自動車の保管場所証明書の交付、軽自動車の保管場所に係る届出の受理等を行っている。平成20年中の保管場所証明申請の受理件数は約787万7,328件である（図表7参照）。

図表7 保管場所証明申請受理件数の推移（平成10年～20年）



区分	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
受理件数	10,946,196	10,311,115	10,510,594	10,361,139	10,055,598	10,028,122	9,930,222	9,737,298	9,180,178	8,474,110	7,877,328

イ 保管場所標章の交付

警察署長は、登録自動車の保管場所証明書を交付したとき、軽自動車の保管場所の届出を受理したとき等は、自動車の所有者に対して保管場所標章を交付しており、保管場所標章の交付を受けた者は、保管場所標章を自動車の見やすい場所に表示することとされている。

平成20年中の保管場所標章の交付件数は約911万件である（図表8参照）。

図表8 保管場所標章交付状況

区 分		平成20年	平成19年	増減	
				件数	率(%)
登録自動車	新規交付	7,816,774	8,370,065	-553,291	-6.6%
	変更時交付	14,300	15,166	-866	-5.7%
	再交付	9,585	9,293	292	3.1%
	事業用からの変更時交付	23	18	5	27.8%
	計	7,840,682	8,394,542	-553,860	-6.6%
軽自動車	新規交付	1,225,883	1,217,693	8,190	0.7%
	変更時交付	41,454	66,569	-25,115	-37.7%
	再交付	1,756	1,910	-154	-8.1%
	事業用からの変更時交付	14	22	-8	-36.4%
	計	1,269,107	1,286,194	-17,087	-1.3%
合計		9,109,789	9,680,736	-570,947	-5.9%

ウ 保管場所証明等の適用地域

保管場所証明等の適用地域については、登録自動車と軽自動車に関してそれぞれ定められている。現在、登録自動車については、東京都特別区並びに全ての市、町及び一部の村、軽自動車については、東京都特別区及び一部の市となっている。

(2) 保管場所法違反等の取締り

ア 青空駐車取締り

道路上を自動車の保管場所として使用し、又は自動車を道路上に長時間駐車するいわゆる青空駐車等の保管場所法違反についての平成20年中の取締り件数は5,702件であった。

イ 車庫とばし取締り

自動車の保管場所を確保していないにもかかわらず、自動車を保有するために、自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を偽って保管場所証明を受けるいわゆる車庫とばし事件についての平成20年中の検挙件数は99件であった。